

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第14回）

令和元年12月9日

【内藤課長】

定刻となりましたので、「第14回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

懇談会の事務局を務めてございます消費者庁消費者政策課長の内藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今回から新たに構成員に御就任いただいた皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、日本司法書士会連合会の野崎史生様でございます。

続きまして、グリーンコープ生活協同組合くまもとの村上浩勝様でございます。

本日の構成員の御出欠の状況でございます。本日は、中央大学大学院の杉浦構成員が御都合により御欠席でございます。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

本日配付しております資料につきましては、議事次第の後ろに一覧を配付しております。各資料の右肩には資料番号をつけておりますので、過不足等ございましたら、お申し出いただければと思ひます。問題はございませんでしょうか。

大塚副大臣でございますが、公務により少しおくれてございます。あと数分で到着見込みということでございます。大変恐縮でございますが、一度ここでストップをさせていただいて、大臣到着次第、再開させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。

（大塚副大臣入室）

【山本座長】

それでは、会議を再開させていただきます。

まず、会議の開会に当たりまして、本日は大塚副大臣に御出席をいただいておりますので、大塚副大臣からの御挨拶をいただきたいと思ひます。なお、副大臣は公務のため、一部退席になるということです。それから、報道関係の方のカメラ撮りにつきましては、大塚副大臣の御挨拶時のみとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、副大臣、よろしくお願いたします。

【大塚副大臣】

おはようございます。

内閣府副大臣の大塚拓でございます。会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

す。

構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。現在、貸金業法と多重債務問題改善プログラムに沿って、関係府省庁が連携して多重債務問題に対応しております。多重債務に係る消費生活相談の件数も、ピーク時の3割程度まで減少するなど着実に取組みが進んできていると行うことができると思います。

しかし、無担保・無保証の借入れが5件以上ある方は多数おられ、取組みを継続する必要がございます。今後も、関係府省庁や関係者の皆様と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

本日は、事務局から多重債務問題への対応状況を御紹介し、あわせて、構成員の皆様の御指摘等も踏まえ、政府全体での施策推進が進んできているギャンブル等依存症対策の近況を御紹介いたします。また、構成員の皆様にも話題提供していただくと聞いており、忌憚のない意見交換をお願いいたします。

多重債務問題は大きな取組みをしてから大分時間がたってまいりましたけれども、その間にも銀行カードローンの問題等、色々進展もあったところでございます。ぜひ今後、多重債務問題の解決に向け、先生方の御協力を一層賜ればと存ずるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【山本座長】

ありがとうございました。

なお、この懇談会につきましては、記者以外の方々も含めまして、動画や静止画の撮影、録音は禁止させていただきたいと思っておりますので、どうか御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に沿って進行をさせていただきたいと思っております。

本日は、議事次第「3. 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について」について、関連省庁から現在の状況について御報告をいただきたいと思っております。

続いて、議事次第「4. 意見交換」において、本日は、今井構成員、竹島構成員、辻構成員、新里構成員、野崎構成員、村上構成員からそれぞれ御提出をいただいた資料がございますので、それに沿って御報告をいただきたいと思っております。

その後、関係省庁からの報告、構成員からの御意見に対する質疑応答も含めて意見交換の時間を設けたいと思っております。全体で11時30分までの1時間半程度を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事次第「3. 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について」に入ります。

まず、資料1の「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について」について、

金融庁及び消費者庁から御報告をお願いいたします。

【消費者庁】

消費者庁消費者政策課の澤野と申します。

資料につきまして御説明を申し上げます。

全体の説明の流れでございますけれども、先に私のほうから1ポツ、2ポツ、スライドのページで申しますと3ページまでと最終のページのギャンブル等依存症対策の関係を御説明し、金融庁の銀行第一課、金融会社室のほうからそれぞれ銀行カードローンの関係といわゆる新たなヤミ金への対応の関係について順次御説明をするという形にさせていただければと思います。

それでは、1スライド目をお開きいただければと思います。

この会議におきましてフォローアップをしてございます無担保無保証借入れの残高の状況でございますけれども、改正貸金業法が成立いたしましたして、2007年3月末以降、完全施行に至る中で右肩下がりになってきているという状況でございますけれども、その後、横ばいという形になってございまして、5件以上借入れありといった方が9万人程度、それから3件以上借入れがある方につきましても、参考に掲示してございますけれども、120万人程度という形になってございます。お一人当たりの借入残高につきましても、横ばいという形になってございまして、状況としてはピーク時を大分下回っておりますけれども、引き続き注視が必要という状況だと理解してございます。

それから、2スライド目と3スライド目とあわせて御覧いただければと思いますけれども、消費生活相談の状況でございます。

今年度、2019年度は10月31日までの消費生活相談のシステムのほうに寄せられた件数ですと、1万1,000件強という形になってございまして、その左脇に前年同期比を参照できるようにしてございますが、若干下回っているという状態でございまして、おおむね横ばいから右肩下がりという形で理解しているところでございます。

事例を3ページに載せてございまして、この会議におきましても紹介の対象になってございますギャンブル等依存症の関係でございましてとか、それ以外にもアルコール中毒の関係で無職になっている方の御相談でありますとか、幅広い御相談が引き続き消費生活センターのほうに寄せられて、関係機関と連携しながら対応しているという状況が見て取れるかと存じます。

12スライド目をお開きいただければと思いますけれども、最終のページでございます。

ギャンブル等依存症対策の関係でございまして、この4月にギャンブル等依存症対策基本計画が閣議決定されて、政府全体での取組みがスタートしているところでございまして、9月に入りまして、計画の中にうたわれてございます地域における包括的な連携協力体制の構築に向けまして、厚生労働省のほうから各地域の精神医療関係の部局のほうに、そうした構築に向けた要請が発出をされましたので、金融庁、それから私

どもで共同いたしましてそれらの体制構築に参画をするように要請させていただいているところでございます。

左側にイメージがございますけれども、多機関、多職種の連携ということが地域において機能するように、私どもも引き続き地域の情勢をフォローしていきたいと考えてございます。

こうした取組みの推進を図るために各地域において、私どもと金融庁で、共同で作成いたしましたマニュアル等につきまして、業界団体の皆様、今月中にも全銀協様等に説明をさせていただく機会があると理解してございますし、各財務局におかれても説明会等を開いていただいております。私も実は今月中に札幌で御説明をする機会をいただいております。引き続き、関係省庁が連携して取り組んでいければということがあります。

説明は以上でございます。

【金融庁】

金融庁監督局銀行第一課長の新発田でございます。

私からは、銀行カードローンについて御説明させていただきます。

資料の4ページを御覧ください。

こちらのグラフは、赤い線が銀行カードローンの残高、青い線が貸金業者による消費者向け貸付残高の推移をそれぞれ示したものでございます。前回、6月の懇談会の際にもお示したものを私どもで計算して更新してございます。

銀行カードローンにつきましては、2010年代になってから貸出残高の増加が見られ、2014年度以降は貸金業者による消費者向け貸付残高を上回る水準で推移してまいりました。ここ数年では、2017年度末の5.8兆円をピークに、2018年度末は5.7兆円、直近の2019年9月末では5.6兆円となっております。数字の上では減少しております。

5ページを御覧ください。

前回の懇談会におきまして、新里構成員と谷崎前構成員から、カードローンの残高だけではなく、カードローンの返済が滞って、貸金業者が代位弁済を行った場合の貸金業者が持っている求償権の残高についても把握すべきではないかという御指摘をいただいております。

これを受けまして、今般、カードローン保証業務を行っております貸金業者28者に対しまして、カードローン代位弁済にて取得した求償権残高の調査を行いました。調査の結果はこの表に記載のとおりでございます。トレンドを見ますと、求償権残高は毎年増加してございますけれども、直近の2018年度末の数字は3,882億円と前年比では369億円の増加となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。

金融庁では、各銀行における銀行カードローンにかかる業務運営につきまして、立入

検査や調査票による調査を通じて実態を把握するとともに、改善に向けた取組みが進むよう、確認してまいりました。昨年の3月に行った実態調査の結果につきましては、昨年の12月に当懇談会でも御説明させていただいたところでございます。

その後、各銀行における取組状況をフォローアップするため、本年3月に実態調査を実施してございます。その結果につきましては、本年9月に当庁より公表しております。

以下、行った調査結果の概要について、調査の主な着眼点ごとに説明させていただきます。

それでは、7ページを御覧ください。

過剰な貸付けを防止するための審査体制の構築という観点では2点ございます。

まず、年収証明書の取得基準でございます。貸金業法上は融資額が50万円を超える場合には、顧客から年収証明書を提出いただくこととなっております。今回のフォローアップでは、そもそも極度額が50万円以下という銀行を除いた全ての銀行におきまして、貸金業と同じ50万円超、または、より厳格な水準で年収証明書をいただく取扱いが定着していることが確認されました。

次に、融資上限枠でございます。何らかの上限枠を設定している銀行は95%に増加しており、うち約8割が自行のみならず、他行や貸金業者からの借入額を含めて、年収の2分の1または3分の1を上限枠と設定しております。

また、保証会社の審査に過度に依存していないかという点では、多くの銀行が保証会社との定期的なコミュニケーションを増やすという量の面だけではなく、保証会社から入手した代弁率の推移等の情報を分析するといった質の面でも、融資審査において銀行としての体制を高めようとする動きが見られたところでございます。

続いて、8ページを御覧ください。

融資実行後の途上管理につきましては、顧客の返済能力の変化を把握するために、貸付け後の顧客の収入状況等を把握している銀行の割合は7%から70%に増加しております。なお、この点につきましては、後ほど辻構成員からさらにアップデートした数字の御紹介があると伺ってございます。

極度額の増額申込時や契約更新時に、年収証明書の再取得等に向けた取組みを行う銀行が増えている一方で、顧客の変化やその異常を察知し、返済困難や多重債務に陥るリスクの高い顧客に能動的に対応しようとする動きは鈍い状況でございます。

続いて、広告・宣伝でございます。テレビCMにつきましては、全ての銀行で厳格な運用管理を行っていることを確認いたしました。また、広告・宣伝のチャンネルが多様化する中で、ネット広告等については、ほとんどの銀行において広告の適切性を確保するための取組みが行われております。

その一方で、車内電子広告については、今回、放映時間帯等について基準を設けているという回答はございませんでしたが、学生や若年層が接する機会が多く、テレビCMで放送時間帯や本数に自主規制が課せられていることを勘案すれば、適切な運営に向けた

対応の検討が望まれるところであります。

業績評価体系につきましては、数値目標を課すことでノルマ達成に向けた顧客やニーズに合致しない営業推進につながるおそれがありますが、アンケートの結果、営業店の担当者に数値目標を設定している銀行は見られませんでした。

若年層顧客への対応は、2022年4月の成年年齢引下げを受け、今回新たに設けた項目です。未成年者に提供できる商品のある銀行は3行、うち残高のある銀行は1行のみで、少額の取扱いという実態が確認されました。また、成年年齢引下げにともなって、商品を提供できる年齢層の拡大を予定していると回答した銀行はございませんでした。

9ページを御覧ください。

今回のフォローアップ調査の総括といたしましては、銀行カードローンにかかる業務運営につきましては、融資審査態勢の見直し等の改善に向けた取組みが進んでおり、業界全体として業務運営水準が高まっていることが確認されました。

ただし、融資上限枠の設定につきましては、一部の銀行において、今後の見直しを予定している、あるいは検討中と回答した銀行がございますので、これらの個別の銀行の取組状況についても注視してまいります。

また、融資実行後の途上管理につきましても、能動的に顧客の変化やその予兆を把握しようとする動きが鈍く、取組みが未だ不十分であることから、好事例の共有や対話を通じて具体的な改善を促すなど、個別に早急な対応を促してまいります。

銀行カードローンについての御説明は以上でございます。

【金融庁】

続きまして、手元の資料の10ページをおめくりください。

金融庁金融会社室長の岸本でございます。本日はよろしくお願いいたします。

私からは、新たな形態のヤミ金融事案への対応について御説明申し上げます。

前回の懇談会においても御説明、御紹介させていただきましたけれども、近年、新たな形態のヤミ金融事案として、10ページの上でございますとおおり、例えばTwitterなどのSNSなどにおきまして、個人間融資を装って業として貸付けを行う事案でございますとか、中小企業の経営者等に対しまして、売掛債権等を売却して資金を調達するファクタリングを装いまして、実質的には金銭の貸付けを行う事案などの発生が指摘されております。

こうした問題につきましては、金融庁としては注意喚起並びに貸し手側への対応を強化してまいりました。具体事例としては10ページでございますけれども、例えばこうした首相官邸LINEですとか、金融庁のTwitterを活用した注意喚起でございますとか、両事案につきましては、それぞれ注意喚起のチラシを作りまして、ホームページへの掲載ですとか関係行政機関等への配布を行ってきたところでございます。今後ともいろいろな機会を捉えて、注意喚起を行ってまいりたいと考えてございます。

また、この資料に掲載している事案のほかにも、最近では、個人が貸金債権を売却して資金を調達する、いわゆる給料ファクタリングといったものについても被害が急増しているとの報道がなされてございます。こうしたファクタリングの形式を装って、実質的に債権担保貸付を行う行為につきましては、貸金業法の規定にも抵触するおそれがありますので、金融庁としても問題意識を持って対応しているところでございます。

こうした闇に潜っている事業者につきましては、その実態を把握することがなかなか難しい面もございますけれども、金融庁としましては関係機関、関係団体の皆様とも連携して、注意喚起や実態把握を進めていきたいと思っております。また、そうした中で、無登録で貸金業を営んでいる疑いがある事案が出てきた場合におきましては、業者への警告でございますとか、捜査当局への情報提供など、適切に対処してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料の11ページを御覧ください。

金融庁としましては、こうした取組みの中で、貸付け側へのさらに一步踏み込んだ対応としまして、本年11月からでございますけれども、新たな取組みを始めております。

具体的に申しますと、Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っていると思われる悪質な書込みに対しまして、金融庁のアカウントをつくりまして、そこから直接返信することで個別にも注意喚起を行うというものでございます。これは11月から始めておりますけれども、既に40ほどのアカウントに対して、直接返信の形での注意喚起を実施しております。

実際に効果というのでも出てきておるかと思っております。例えば、金融庁から直接返信した後に、そのアカウント自体が閉鎖されるとか、アカウントの閉鎖まではいかなくとも、もともとの個人間融資の勧誘のツイートが削除されるといった反応も見られたところでございます。今後とも継続して本取組みを実施してまいりたいと考えてございます。

なかなか手探りなところもございますけれども、金融庁としましては、こうしたヤミ金融業者が利用されることのないよう、引き続き打てる手はどんどん打ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【山本座長】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、最後にヤミ金融のお話がありましたけれども、資料2の「ヤミ金融事犯の検挙状況」について、警察庁から報告をお願いいたします。

【警察庁】

警察庁生活経済対策管理官の山口と申します。

私からは、ヤミ金融事犯の検挙状況等について資料2に沿って御説明を申し上げます。

「1 検挙状況の推移」と「3 携帯電話対策の状況」、「4 金融機関への情報提供の状況」につきましては、平成30年までの数値となります。前回の懇談会での資料と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

「2 主な検挙事例」につきましては、本年中に全国警察が検挙したヤミ金融事犯のうち、主な事例について御紹介いたします。

まず、全国にまたがるヤミ金融グループによる貸金業法違反等事件であります。この事例は無登録で貸金業を営む男らが、インターネットサイトに広告を掲示して融資の勧誘を行い、融資を申し込んだ顧客に対し、法定利息の約17倍から約314倍で金銭を貸し付け、元利金合計約3億円を受領していたものであります。平成31年2月までに経営者や従業員、さらには同経営者から独立し、無登録で貸金業を営んでいた男らを含め、12人を貸金業法違反等で検挙しております。また、この事件では、経営者の男らに対して、ヤミ金融事務所を仲介した不動産業者や、レンタル携帯電話を貸与していた事業者も検挙しております。

次に2件目でございますが、暴力団幹部らによる貸金業法違反等事件でございます。この事例は、暴力団組織と密接な関係を有するヤミ金融グループがレンタル携帯電話を利用して融資の勧誘を行い、融資を申し込んできた顧客に対し、法定利息の約30倍から約140倍で金銭を貸し付け、元利金合計約4,000万円を受領していたものであります。本年6月までに、実質的な経営者でありました暴力団幹部を含む7人を貸金業法違反等で検挙しております。

次に、組織的なヤミ金融業者による出資法違反等事件であります。この事例は、無登録の貸金業を営む男らがインターネットサイトに広告を掲示して、融資の勧誘を行い、融資を申し込んできた顧客に対し、法定利息の約52倍から約91倍で金銭を貸し付け、元利金合計約2億1,000万円を受領していたものであります。融資を申し込んできた顧客とは全て他人名義のレンタル携帯電話でやりとりし、貸付けを行う際には、インターネットバンキングを利用して、他人名義の口座に送金させるなど、貸付け役、現金を引き出す出し子、現金の運搬役、回収役など完全に分業化された組織的なヤミ金融業でした。本年7月までに経営者らを含む11人を出資法違反等で検挙しております。

説明は以上になりますが、ヤミ金融事犯については、手口が複雑巧妙化し、新たな手口が次々に予見するなど、警察に捕まらないように、摘発されないようにさまざまな手段を講じてきているというのが実態であります。警察といたしましては、このような状況を踏まえ、今後とも各関係機関等と連携しながら取締りを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

【山本座長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問等はあるかと思えますけれども、それは最後にまとめてお願いしたいと思えます。

これより、議事次第の「4. 意見交換」に入りたいと思えます。先ほど申し上げましたとおり、今井構成員、竹島構成員、辻構成員、新里構成員、野崎構成員、村上構成員からそれぞれ資料を御提供いただいておりますので、御説明を順次いただきたいと思えます。

時間の都合上、恐縮ですが、お1人5分程度でお願いできればと思えます。

まず、今井構成員、よろしくお願ひいたします。

【今井構成員】

貸金業協会の今井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料に沿いまして、当協会の活動について、御説明をさせていただきます。

まず、相談、苦情及び紛争解決件数の受付分類の状況は資料2ページから5ページに記載のとおりでございます。相談、苦情、紛争ともに減少傾向となっております。詳細は後ほど御覧いただければと存じます。

6ページから8ページは当協会の貸付自粛制度についてまとめております。前回、この会議で申し上げましたが、本年3月29日から全国銀行協会様と連携して行っております。6ページに貸付自粛の当協会での相談、問い合わせの件数をお示ししておりますが、令和元年度上期は2,594件と前年度比プラスの1.4%増加傾向となっております。また、(2)の個人信用情報機関への登録件数も1,410件と11.5%の増加傾向にございます。

7ページの(3)は貸付自粛登録のギャンブルを理由とする件数をお示ししておりますが、令和元年度上期は1,125件のうち496件で、その比率は44.1%となっております。前年度比で減少しております。これは、全国銀行協会様の個信センターがスタートした影響があるものと推測いたしております。仮に、個信センター様の登録のギャンブル件数の比率が当協会と同じと仮定いたしますと、ギャンブルを理由とする件数は620件余りと推測されまして、トータルでは引き続き増加傾向にあるものと考えております。

(4)はギャンブル登録の内訳になりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

8ページは、貸付自粛制度の今後の活用の方向性についてであります。申請方法をスマホ等で行えるようウェブ化を進めるとともに、相談拠点の告知強化や相談関係機関及び医療機関との連携等を推進してまいります。

9ページ、10ページは当協会独自の生活再建支援カウンセリングについて受付状況や今後の取組みについて、記載いたしております。後ほど御覧いただきたいと存じます。

11ページは金融リテラシー活動についてであります。行政や消費生活センターの出前による学生や高齢者向け出前講座の活用状況を記載しております。

また、12ページ、13ページは協会員や学生等への具体的な講座一覧であります。こちらも後ほど御覧いただきたいと存じます。

14、15ページは資金需要者等の利益の保護のための金融教育、金融リテラシー活動の今後の方向性をお示ししております。当協会の金融教育活動の実績を踏まえた新たな取組や金銭教育ツールの普及施策、小中学校向け出前講座拡大や講師の育成など等を記載させていただいております。後ほど御覧いただきたいと思います。

今後もただいま御報告いたしました分野について、一層の取組み等を図ってまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

日本貸金業協会からは以上でございます。

【山本座長】

今井構成員、ありがとうございました。

続きまして、竹島構成員、よろしくお願いいたします。

【竹島構成員】

私は精神保健が専門でございますけれども、「ソーシャルワーク養成課程における自殺予防教育の実施状況や実施要件に関する調査結果報告」等を御紹介したいと思います。

本研究は、私の前職である自殺予防総合センターと一緒に仕事をしていた研究者が行ったものでありまして、ソーシャルワーカーを養成する大学や養成学校等における自殺予防教育の取組状況や実施要件について調査いたしまして、ソーシャルワーカーを目指す学生が自殺ハイリスク者への支援に備えるためには、学生を対象とする教育プログラムや教材の開発に加え、当該授業を担当する教員への教授方法等の提案も必要であることが示唆されたということでございます。

続きまして、次のステップとして行われましたのが、「『ソーシャルワーカーにできる自殺予防』の開発と同プログラムの実施可能性と予備的效果検討」というものでございまして、それに基づきまして、自殺予防教育のプログラムを1つ提案させていただいているということでもあります。

今回、資料3に書いてございますけれども、多重債務等の関係につきましては、「ソーシャルワーカーにできる自殺予防」の中の「自殺に関する基礎知識」の「自殺の危険因子」、「保護因子」というところにもかかわってくるところでございます。こういったプログラムの開発が一定程度進んだ段階で、こういったものの中に、うまく多重債務のことを組み入れて、専門職側がアプローチしやすくするという事は、1つの方法ではないかと思っております。こういった研究が一定の成果をおさめてきた場合には、そういった方法も検討していただけたらと考えております。

といいますのは、多重債務にしましても、ギャンブルにしましても、本人が相談することの敷居が高い、つまり相談すること自体が世間からあまりよく思われないう可

能性がある、それに対して本人が相談しやすくする。体調を悪くするとか、色々な形で困難を抱える可能性がある、色々な相談窓口を訪れる可能性がある。そこにおいての対応を改善していくことと自殺予防をつないで、一定の方向に持っていくという方法があるのではないかと。例えば、生活困難等もそうですけれども、プログラム開発において、こういった取組みが将来意味を持つのではないかとということを紹介させていただきます。

以上です。

【山本座長】

竹島構成員、ありがとうございます。

続きまして、辻構成員、よろしく願いいたします。

【辻構成員】

全銀協の辻です。

お手元の資料に沿いまして、御説明をさせていただきます。

1 ページめくっていただきまして、右下にページを記載させていただいています。目次でございます。

前回の会合以降の当協会の取組みならびに今後の当協会の取組みにつきまして、御説明をさせていただきます。

3 ページの「1 - (1) 銀行カードローン残高の推移」でございます。これは、当協会が毎月公表しているカードローン残高の推移でございますけれども、右から3つ目の令和元年9月末の残高ですけれども、4兆2,432億円でありまして、前年同月比でございますと、3.3%の減少となっております。

次に1 - (2) でございますけれども、当協会のカードローンの専用相談窓口の受付状況であります。本年10月末までに受け付けた相談件数は、上から3つ目の矢羽根のところに記載しておるとおり、36件となっております。主な事例は図表3のところに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、当協会での相談受付におきましては、引き続き、お客様の状況等を勘案いたしまして、債務免除等、法律関係の調整を必要とするものにつきましては、法テラス等の弁護士会の紹介等も行わせていただいております。

次のページは、多重債務防止啓発に関する取組みでございます。本年度、日本クレジット協会様ほかと共同いたしまして、啓発キャンペーンを11月から実施しております。ここにお示ししたとおり、全国の銀行のATMのコーナーや店頭におきまして、ポスターやデジタルサイネージの掲出等を行っております。また、全国の主要な鉄道路線での電車内ステッカー広告等を実施しているところであります。

次は、金融経済教育に関する取組みでございます。当協会の金融経済教育ですけれど

も、こちらに記載のとおり、家計管理と生活設計に関するリテラシーの向上を図ることを基本として取り組んでおります。学校向けには、出張講座の取り組みを実施しておりますけれども、本年度上期は81件、約7,000名を対象に実施しております。講義内容のテーマに関しましては、申込者の希望に合わせて対応しております、テーマの例といたしましては、図表5に記載のとおりであります。

次のページは金融経済教育に関する取り組みの一部で、教材の制作や提供の関係であります。当協会の取り組みにおきましては、学校教育の現場で活用できる各種の教材や動画の作成にも力を入れていまして、制作した教材を無償で提供させていただいております。教材等は学校における社会科や家庭科、総合的な学習の時間等の学習カリキュラムと連携した内容となっております、最近ではゲームや映像を使って学べる体験型の教材を拡充しているところであります。具体的には図表6のとおりでありますけれども、ローンの関係の授業プログラムといたしまして、将来設計像をイメージできるようなシミュレーションを通しまして、生活の収支バランスや、多重債務に関しましては、ドラマ仕立てで多重債務に陥ってしまう原因やプロセスを学ぶ多重債務のプログラム等を提供しているところでございます。

次は、若年層向けの取り組みでございまして、こちらに幾つかの画像を掲載させていただいておりますけれども、クイズ形式で幅広く学べるアプリ等を提供しております。それから、若年層向けの小冊子も作成しております、全国の自治体等と連携して、成人式等で広く配布する取り組みを行っているところでございます。

1－(5)は貸付自粛制度の周知に関する取り組みでございまして、本年3月に全国銀行個人信用情報センターにおきまして、貸付自粛制度の運用を開始したところでございます。制度を利用したいというお客様を個信センターに案内するといった体制整備や、融資の審査で自粛情報を参照するといった体制整備は、全会員が完了しているところでございます。

また、私どもの個信センターから配布しますパンフレットや制度案内のチラシ、バナー画像等を用いた制度の周知は、全会員が実施しているところでございます。

そのほか、自粛を申告したお客様や撤回をされましたお客様につきましては、ギャングル等依存症に関する相談拠点を案内すべく、金融庁が作成しましたリーフレットを送付している状況でございます。当協会の相談室におきましては、相談内容に応じまして、相談拠点の案内を行っている状況でございます。

次に、1－(6)は信用情報機関の信用情報の精緻化に向けた対応でございます。金融庁から示されました信用情報機関の登録信用情報の精緻化に向けた基本的な方向性を踏まえまして、個信センター、日本信用情報機構、シー・アイ・シーなど各信用情報機関におきまして、現在、対応を検討しているというところでございます。この精緻化の対応におきましては、当方の個信センターは銀行カードローンの原債権情報の登録を日次化、要するに毎営業日ごとにアップデートするというところでございますが、日次化

し、3情報機関は新たな情報交流を行うことによりまして、銀行カードローンの原債権情報及び貸金債権情報の交流を実施いたしまして、銀行等のカードローンに係る融資審査の精度の向上を後押しする環境整備を実施する予定といたしております。

1の最後ですけれども、1-(7)で、当方で会員向けに実施しました第6回のアンケート調査の結果の概要でございます。この調査は、本年10月に実施いたしましたが、本年3月末に実施されました金融庁の銀行カードローンのフォローアップ調査結果を踏まえまして、同結果において課題とされておりました銀行の取組状況を把握すべく実施した次第でございます。

調査結果といたしましては、課題とされておりました融資実行後における年収証明書の取得等と信用情報機関への信用情報の照会のいずれの取組も進展している状況でございます。左のグラフを御覧いただきますと、融資実行後における年収証明書の取得に関しましては、金融庁としてのフォローアップ調査実施時点から取得する会員が増えているほか、検討が行われていなかった会員も、その多くが対応を進めているという状況でございます。

また、右側の表を御覧いただきますと、信用情報機関への信用情報の照会は、ほぼ全ての会員が実施しているという状況になっております。このアンケート調査の結果は会員に還元して共有しておりまして、引き続き会員の運営水準の引き上げに向けて取組みを継続してまいりたいと考えております。

最後に、2になりますが、今後の当協会の取組みに関しまして、簡単に御説明をさせていただきます。

13ページでございますけれども、こういった取組みを今後も行っていく予定でございます。特に一番下のところ、貸付自粛制度の周知につきましては、現在も実施しているところでございますけれども、制度の定着に向けまして、継続的な周知活動を実施してまいりたいということでございます。

私からの説明は以上でございます。

【山本座長】

辻構成員、ありがとうございました。

続きまして、新里構成員、お願いいたします。

【新里構成員】

資料の1枚目、ちょっと小さくて見づらくて申し訳ございません。毎回出させていた
だいております自己破産件数の推移でございます。平成31年/令和元年のところを見て
いただきますと、これまで、私どもからすると銀行カードローンの問題があつて多重債
務者、自己破産者が増えたのだらうと思つていて、危険だよねという話をさせていただ
きました。今年の4月のところで前年比累計で108.4%となつていたのが、5月から

103.7%、直近では101.8%という形で横ばいになっているというところがございます。

それから、次のページを見ていただきまして、前回から出させていただいた個人再生事件新受件数でございますけれども、これについては、今、自己破産より増加傾向が大きいということを指摘させていただいていたところで、今年になって116.5%、5月から107.0%という格好で、前月比113.4%から少し増加傾向にブレーキがかかったという状況が読めます。これについては、皆さんで取組みを進めてきたことの成果だと言えるかもしれませんけれども、まだ、今後とも注視していかなければならないということだと思います。

それから、本日、金融庁のほうから出していただいた資料、ありがとうございました。金融庁の説明資料の5ページのところで、貸金業者等におけるカードローンに係る求償権債権残高が毎年度500億円程度増えていたのが、今年度の前年度からの増加額が300億円超となったということで、代位弁済の金額が増えていって、残高ベースに合わせて、これもどう評価するのかということがありますけれども、例えば、2018年のカードローン等の貸付残高を5兆7,000億円だとすると、3,882億円を単に割ると7%前後ということで、当初4%台だったものが上がっていったということもありますので、これについてもやはり終わったものではなくて注視していかななくてはならない課題だろうと思っておりますので、ぜひ今後ともこれについては、資料としてお出しいただければと思います。

それから、ヤミ金の問題について、ファクタリングの問題がこの中でも取り上げられたところがございますけれども、最近はやはり警察庁が摘発をしたということもあって、どうも個人に流れていっているのではないか。給料ファクタリングという格好でトラブルが出てきているということが、日経新聞の今年の12月2日付の『給料ファクタリングご用心 狙われる「前借り感覚」』という形で、例えばSNSで短期、「5分で融資」として例えば、1カ月で10万円を貸して、1カ月後に15万円、5割ですから年利でいうと600%という、明らかに出資法を超えるような金利で貸し付けている。これは給料を譲渡するということになっていきますけれども、給料は譲渡できず、本人に直接払いの原則ですから、これも脱法だろうなと思っております。

ファクタリング協会のほうでも、この10月から2カ月で200件の相談があると言われておりますし、明日の東京弁護士会でもホットラインを開設するということになっていきますので、ここのところが、警察庁が中小企業のファクタリングについて摘発をされたことを受けて、こちらのほうにシフトしているのではないのかなと思っております。

例えば、仙台で先週相談を受けた弁護士から聞きましたけれども、1カ月で5万9,000円で1カ月後に7万円を払うと、約500%です。それから、給料日が月末なのに支払いが15日だったり、給料を譲渡するという格好ですけれども、ヤミ金が「給料ファクタリング」とかたっているだけにすぎない。それから、同じ月の給料を複数の業者に売却をしているという格好もありますので、まさしくこの分野にヤミ金が流れてきているのだ

ろうと思って、きちんと警察庁のほうでも対応していただかないといけないのかなど。その意味で、きちんと摘発されないと個人を狙ったものがのさばっていく。やはり多重債務がどういう状況にあるかというのは、ヤミ金が抑えられるかどうか非常に重要だと思っておりますので、そこをお願いをしたいということと、そもそもファクタリングについては法的な枠組みはございませんので、きちんと警察庁で対応しないと、そこについての何らかの仕組みをつくっていかなくてはならないことになるのかなどということですので、給料のファクタリングについては、この懇談会では初めてかもしれませんが、周知をしていただいて、みんなで取り組んでいければと、広報も含めてよろしくお願ひしたいということでございます。

以上です。

【山本座長】

新里構成員、ありがとうございました。

続きまして、野崎構成員、よろしくお願ひいたします。

【野崎構成員】

日本司法書士会連合会多重債務問題対策委員会担当理事をしております野崎と申します。よろしくお願ひします。

私のほうからは要望書を2枚、資料として出しております。

1枚目は金融庁宛、もう一枚は日本貸金業界様宛の要望書でございます。

日本司法書士会には全国で150カ所程度の相談センターがございます。また、各司法書士個人の事務所にも多重債務の御相談が、一時減ってはいたのですが、最近は増加傾向にあるということで、インテリで生活再建をしていこうという債務者の方々に対する質問を行っている中で、日本貸金業界様宛の要望書のほうの、要望理由のところの2段落目に少し書いてあるのですが、和解に至るまでの遅延損害金の付加、一括返済または短期間での完済の強要、受託通知発送後短期間での提訴、債務者に資するとなされた特調に対する異議等がかなり多くの業者さんから、今、司法書士が質問に取り組む中で要求されておるところで、とりわけ完済に至るまでの将来利息の付加を要求する業者さんが非常に多く見受けられておるところでございます。

貸金業の方々に関する指導監督を強く求めるということで要望書を出しておりますので、御一読いただいて、適宜、御協力をいただきたいと思いますところでは。

以上です。

【山本座長】

野崎構成員、ありがとうございました。

続きまして、村上構成員、よろしくお願ひいたします。

【村上構成員】

資料に沿って御報告させていただきます。

まず、電話・面談件数については、平成22年から熊本県の事業としてスタートさせていただいて、年間当たり大体1,000件の電話が入ってきて、面談は大体600から700件やっている状況です。今年については、若干落ちついてきた様子できています。相談の主訴なのですけれども、貸付希望が非常に多かったのですけれども、生活困窮者自立支援法に移行後、家計相談が増えてきているという状況です。

住所のほうは飛ばさせていただきます。

相談者の性別ですけれども、男女ともほとんど変わらない。相談者の年齢については、60代以上が一番多くなっています。50代40代という主力の年代が非常に多いような様子になっています。

相談者の職業につきましては、給与所得が非常に多いのですけれども、このうち、アルバイトの方が多く正社員は非常に少ないという状況です。また、無職の方の割合が非常に多くなってきているのが今の傾向です。

相談者の債務残高は、100万円未満が今年も一番多くて、約半数の方が100万円ぐらいの債務残高を通じ、相談に来られているようです。債務の原因については、低収入の関係です。あとは学校や教育関係だったり、近年、多くなっているのが本人や家族の病気・けがが非常に大きくなっています。

相談者本人の収入なのですが、これも債務残高100万円ということにも関係するのですが、100万円未満及び200万円未満の収入の方が、今年度に至っては8割程度占めるような状況にあります。

相談者の家族を含めた年収については、例えば世帯収入が100万円ぐらいになっている場合もあります。大体世帯収入300万円未満が、厳しい状態になる分岐点になっているのだろうと思われれます。

相談のきっかけにつきましては、熊本県の場合は全国からお金をいただいて、新聞だったり、広報、機関誌関係に出させていただいていることが中心でしたが、先ほども紹介しましたように、生活困窮者自立支援法が全面施行になってからは、他部署の機関、自立相談支援機関をやっているところからの紹介が多くなってきています。

相談の結果につきましては、債務整理がやはり多いです。その他に、家計の見直し関係が中心になって動いているようです。

同行支援関係につきましては、弁護士への相談、司法書士への相談、特に弁護士への相談が今年度も非常に多くなっています。役場関係につきましては、滞納税の方がいらっしゃるので、借金問題と滞納税をちゃんと返済する、分納する資力をつくっていく相談ということで同行していることが多くなっているようです。

貸付けの実績につきましては、セーフティーネットの貸付け、要するに、自己破産や債務整理をされた方を対象にした事業になっておりますので、通常、債務のない、多重

債務ということがない方については、貸付けを基本的には行うこととしています。その実績につきましては、多くはありませんけれども、債務整理関係で貸付け、貸金情報がない方への貸付けをさせていただいているところです。

本事業は、平成22年から実施させていただいているのですけれども、電話件数が大体年間1,000件、面談件数が大体600から700件というところです。特徴的なのは、法律家が相談に同行している件数は、初年度の平成22年度が122件、23年度が133件、24年度が151件、27年度が273件、28年度が142件、29年度が213件、30年度が181件と全国的には少なくなってきたとのデータを見ることもありますが、熊本に限りましては、なかなか減っていない。要するに、法律家の皆様につながないと解消しない問題が多いということが、数字上は出てきているようです。

話のまとめとして、貸付けは減っているのですけれども、セーフティーネットの貸付けを全体のテーマとして、グリーンコープ全面的に頑張らしようということで事業開始から約9年が経過しているのですが、債務整理をしている方に貸付けができる場所があまり増えていないのではないだろうかということがありまして、このままではヤミ金関係のところは一瞬助けてもらいたい動きがどうしても出てきそうな気がしています。どうかこういったセーフティーネットの貸付けについても、少しずつ前に前進するような御検討がいただければ幸いです。

最後のページについては、熊本日日新聞の取材があり、SDGsに関連した記事をつくっていただきました。

長くなりましたが、以上です。

【山本座長】

村上構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告、御説明なども踏まえまして、皆様から、御意見、御指摘を頂戴したいと存じます。御発言のある方は挙手をお願いいたします。重川構成員お願いします。

【重川構成員】

必ずしも御説明いただいたことについてはではないのですが。最初のグリーンコープ生協でもお話があったのですけれども、私もみやぎ生協で家計相談を行っているところと少し関わっていたことがあり、先日その家計相談員の方にお話を伺う機会がございました。そのときに、相談全体での東日本大震災の影響はどのようになっていますかということでお話を伺ったので、全体レベルの大きな問題ということではないのかもしれないのですけれども、大震災の後、災害援護資金の貸付けが行われて、その償還が少し前から始まってきていて、今までのほかの借入先への返済があったところに、それが加わってさらに厳しくなった方がいるという話を伺っております。もともと、貸付けそのも

のが家計基盤の弱い方を対象にしている、その後、数年たつてうまく再建できればよかったのかもしれないけれども、必ずしもそういう状況にはないという厳しい状況が起っています。この場合には、相談機関に来られていますので、その後、色々な対応をされると思うのですが、返済免除の可能性があるとといったメリットがないとなかなか相談にやってきてくれないという話も伺っておりまして、何かしら相談に来ることのメリットも示しつつ、まず相談に来るような方向に一層努めていただければと考えております。

あともう一点。今の話の中でも、金融教育の話が上がってきていたのですが、これは既に御対応いただいていることだと思うのですが、金融広報中央委員会で今年の3月に金融リテラシーに関する新しい調査が行われております。その内容を見ておきますと、学生と若人に関しては、十分ではないという結果とともに、先生たちの中で成年年齢の引下げに対して十分な認知が進んでいない、成年年齢が20歳から18歳になることはわかっているのだけれども、そのことがどういうことに繋がるのかということに関して、必ずしも十分に知られていないという結果もあります。先ほど社会科とか家庭科とか総合的な学習でという話がありましたが、学校全体の中でなかなか時間数を確保していただけない実態もありますので、教員全体に、金融教育がどういう意味を持つかということも含めて周知をしていただければと思います。

質問というよりお願いですが、よろしくお願ひいたします。

【山本座長】

ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。浜田構成員お願ひします。

【浜田構成員】

経済アナウンサーの浜田でございます。

金融庁からの資料の中で、貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権の残高についてお示しがございました。先ほど、新里構成員からも注視している課題だというお話がございましたけれども、2018年度末時点でこれまでより増えてきているという認識でおります。

もともと銀行ローンで返済できなかったものを貸金業者から請求できるとなりますと、この債権については昭和の時代のような貸金業者による厳しい取り立てのないよう管理監督する必要があると考えております。そのあたりを金融庁におかれましても、強くお願ひしたいところでございます。

また、新たな形態のヤミ金融事案への対応、SNSの個人間融資についてということで、今回の資料の10ページのところでございますが、前回の懇談会以降、金融庁で個人間融資対策のTwitterアカウントを開設し、Twitter上において、個人間融資の勧誘を行って

いる悪質な書込みに対しましては、直接個別に注意喚起を行われており、また、注意喚起のチラシにも貸し手側の注意喚起を盛り込んでいただいたこと、また、罰則についての補足も記載していただいたことによって、今後も継続して効果が得られるよう期待しております。ただ、個人間融資に関連して、個人間融資の掲示板が多数存在しております。実際、その掲示板に広告を出している業者がいるようなのですけれども、その広告を出している業者にとってはそこからの収入が見込まれるというわけでございます。違法行為に対して、利益を得ているということは幫助または共犯行為にも当たりませんか。これについても、御確認いただければと思っております。

戻りますが、そのチラシの配布場所についてですが、より消費者の目のつくところ、例えば、日本貸金業協会様、全国銀行協会様などの関係機関、学校、大学などの教育機関を始め、公営ギャンブル、遊技場などにも広くチラシを置いて注意喚起をしていくことも必要であろうかと思えます。

先ほど、重川構成員からも成年年齢引下げに関するお話が挙がっておりました。2022年の4月に成年年齢が18歳に引き下げられます。このことを見据えた各機関との連携のさらなる強化、また、金融教育の現場においてもさらなる対応を期待したいところでございます。

私からは以上でございます。

【山本座長】

ありがとうございました。それでは、渡邊構成員をお願いします。

【渡邊構成員】

私どもの協会では、週末に消費生活相談を受けておりました、多重債務に関しては、年間二十数件受けているのですけれども、件数は増えてはおりませんが、やはり生活苦がもとになった多重債務の相談が多数入っております。

中には、今まで数百万円の借金をしていたのだけれども、銀行から融資枠をぎゅっと小さくされてしまったので、今まで特に滞りなく支払いをしていたのに、生活ができなくなってしまうという相談がありまして、その後の追跡をしておりますけれども、やはりこういう方を債務の整理とかあるいは生活支援プログラムにうまくつないでいただけるといったような案内を含めた対応をしていただきたいと思いますと思っております。

最近では直接個人に電話をかけてきて、電話をとるとアナウンスが流れて、融資をしますというような多分融資保証金詐欺であろうといわれているのですけれども、消費生活相談の中にもそういう電話に関する問合せが入っております、それにうっかり乗ってしまう方についてトラブルが生じないか危惧をしております。

それから、やはり学生ローンについて、貸金業協会からカウンセリング等をたくさん開催していただいている、効果は出ていると思っておりますけれども、学生はまだまだ安易に

勧誘に乗ってしまい、適当な理由をつけて申し込めば借りることができる現状があります。実際に、そういう現場でしっかりとカウンセリングを含めた与信審査をやっていたら、借金するのはどういうことかということをしかり伝えていただけるような仕組みをつくっていただければと思います。

【山本座長】

ありがとうございました。竹島構成員、どうぞ。

【竹島構成員】

ギャンブル依存症のこととちょっと関係するのですけれども、多重債務のことでもそうなのですけれども、先ほども少し申し上げたことなのですけれども、多重債務またはギャンブルのことで相談すること自体恥ずかしいことであるという気持ちになるかもしれない。それはつまり、世間の人がそのように思っているに違いないと思ってしまう、いわゆるセルフスティグマですけれども、非常に重要な課題だと思っています。例えば、相談窓口を周知していくとかやっても、一般の国民がどういうふうにギャンブルや多重債務のことを捉えているかという認識、国民意識みたいなものを調査し、それを踏まえた啓発を行っていく。あるいはその人たちが実際にどういう状況なのか、相談の実態といったことを踏まえた啓発の方法があるかと思っていますので、こういった国民意識の調査をどこかで御検討いただけたらと思います。

【山本座長】

それでは、消費者庁から。

【消費者庁】

これまで御発言いただいた関係で、重川先生と竹島先生の関係についてお答えを申し上げます。

重川先生から頂戴をした、東日本大震災の災害援護資金の関係でございますけれども、予算の執行等については、内閣府で担当してございます。事前にも御指摘をいただいたので、内閣府にも問題意識はお伝えしたところでございます。

基礎自治体のほうで給付義務をやってございますので、なかなか全体を把握するところまでいっていないのですけれども、改めて本日この場で御発言をいただいたところを踏まえまして、内閣府のほうにも改めて申し伝えさせていただいて、より現場で風通しがよくなるように対応してまいればと考えてございます。

それから、民法の成年年齢引下げの関係でございますけれども、私ども消費者庁におきまして、成年年齢引下げに向けて消費者教育に全力で取り組ませていただいております。その一環として基軸となる教材として「社会への扉」を活用して横展開を急速

に図っているところでございますので、いま一層の取組みの加速化とさらなる取組の強化を図りながらやっていければと考えてございます。そうしたところを通じて、現場での認知の高まりを後押ししていければと考えてございます。引き続き、法務省を含め関係省庁と連携しながらやっていければと考えてございます。

それから、ギャンブル等依存症の関係で竹島先生から御指摘いただいたところであります。セルフスティグマの話、依存症全体に共通、通底するお話なのかなと理解しているところでありまして、実態の把握ということで御指摘をいただいたところなのですが、ギャンブル等依存症対策基本法の中で、消費者庁で国民とギャンブルの向き合い方や関係性について把握するようにと、計画の推進項目の1つとしているところなのですが、なかなかそういった中でセルフスティグマについての向き合い方、距離感を把握することが難しいのかなと考えております。潜ってしまうところがあるのかなか難しいのかもしれないと思っているところでございますので、どちらかと申しますと、セルフスティグマであるとか、なかなか周りに言いにくいという環境があることを前提に、消費生活相談の現場等の対応の感度を高めながら、単なる多重債務相談でないかもしれないというところを持ちながら、できるだけ幅広い形で関係機関につないでいけるように、まずは、マニュアル等の横展開を急速に図っていければと考えているところでございます。

以上でございます。

【山本座長】

竹島構成員、どうぞ。

【竹島構成員】

私が以前に行った調査の中で、精神疾患についての国民の理解について取り上げたものがありますけれども、例えば短い事例を挙げて、それについてどう思うか、これはどういう課題であるかということを知りたいという質問方法がございまして。その方法を、例えば、将来実施されるときに取り入れていただけたらということで、今日は提案ということにさせていただきます。

【消費者庁】

わかりました。

また、実態把握のためのアンケートをオンラインでやることを想定しているのですが、設問の設計に当たりまして、また御相談させていただければと思います。ありがとうございます。

それから、ちょっと前後してしまっていて恐縮だったのですが、渡邊先生から御指摘をいただいた与信審査の関係でございまして、この場に法務省がおられるので

私のほうから答えるのがよいのかなのですけれども、民法の成年年齢引下げの環境整備に向けて、関係府省庁連絡会議というものがございまして、貸金業協会さんであったり、日本クレジット協会さんで与信審査については、良好な事例の横展開も相当精力的にやっただいていてと理解してございますので、本日御発言いただいたところも踏まえて、貸金業協会さんもお越しいただいておりますので、継続してお取り組みいただけるのではないかと理解してございます。

前後しまして、恐縮でございました。

【山本座長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。新里構成員。

【新里構成員】

私のほうで、給料ファクタリングの話をさせていただいて、今回のペーパーの中では偽装ファクタリングという形にはなっていますけれども、やはり先ほど述べたようにファクタリング協会に2カ月で200件の相談が来るというのは、ちょっと異常といったら変ですけれども、兆候としてはきちんと対応しなければならない話だと思っていて、これについて例えば、今回出されたヤミ金の事案についての広報とかという形がありますけれども、どうも介入している者は、自分たちはグレーだよねと思っていて、合法ではないけれども違法ではないということで進めている。自分たちはヤミ金ではないという格好でやっているのだけれども、私はこれは明らかに出資法違反で、未登録営業であり、まさしくヤミ金だと思っているのです。中小企業についてのファクタリングの意味はあるわけですけれども、これについては合法のものがあるということはある得ないと思っていて、ここはきちんと金融庁であったり警察庁であったりが違法だということを前提に、周知をしながらきちんと摘発等を進めていただきたいと思います。今の時点で、考えている取組があれば、警察庁、金融庁から御報告いただければと思います。

【山本座長】

ありがとうございます。

【金融庁】

まずは金融庁からお答えさせていただきます。

こちらはまさに先生から御指摘いただきましたとおり、給料ファクタリングについては、私どものほうでもしっかり注意喚起、実態把握を進めてまいりたいと思っております。ファクタリングや債権売買の形式を装っていても、結局実質的に、金銭の交付と返還の約束があると判断されるものがございますとか、また、手形の割引、売渡担保に類する方法によって行われているものについては、これらが無登録で営むものは貸金業法

違反にもなり得るものでございますので、金融庁としましては、そういった観点も踏まえて、個々の事例を見てまいりたいと思っております。

【山本座長】

警察庁お願いします。

【警察庁】

警察庁でございます。

先ほど申し上げたとおり、ヤミ金融事犯の手口は複雑巧妙化しており、新たなものが次々出てくるという状況の中で、個別の事案について違法かどうかということについてはしっかりと調査をしていかないといけない部分もありますけれども、委員の御指摘も踏まえてしっかりと対応していきたいと思っております。

【山本座長】

ほかにありますか。今井構成員、どうぞ。

【今井構成員】

先生方から金融教育にかかわる観点と、成年年齢引下げにかかわる観点でのお話をお聞きしまして、我々の活動の中で出た考えを少しお話しします。

夏に資金業者のアンケートをしておりますと、その結果で見ますと、金融教育の必要性について、我々は新たな示唆を得たと思っております。と申しますのは、金融トラブルとかヤミ金融等の問題について、若年層は少し怖いという意識が他の層より高くなっております。ですので、やはり金融教育の必要性は若年層を中心にあるのかなと思っております。

加えて、今まで金融教育を受けた人と受けていない人との差が結構出ておまして、やはり受けた人については、少し慎重さが認識されているような結果が出ているということで、これから見ましても、これから成年年齢引下げを控えて、より一層、我々によります出前教育講座を通じて、金融教育をしっかりとやっていく必要があると思っております。

それから、成年年齢引下げの件につきましては、我々はまだこれからこの対応のグラウンドデザインを考えるわけですが、やはり重要なのは実態がどうなのかということと返済能力という2点が、今後を考える上で一番重要だと思っております。実態というのは、今はどういう状況かというのがありますが、先ほどお話ししました対象となる若年層がどんな意識で経済活動等を行い、その中で困っている点があるかということをしっかり踏まえた上で、的確な成年年齢引下げへの対応をしっかりしていきたいと思っております。

それから、本件とは別ですが、日本司法書士会連合会様から要望書を頂戴いた

しましたので、この点について少しお話をしたいと思います。

実は、当協会に対しましては、平成24年3月にも今回と同様の趣旨の任意整理統一基準に基づく和解に応じることを求める要望書を頂戴いたしております。平成24年でございますので、当時から約7年が経過して、再び御要望を頂戴したというわけでございます。当協会に対しましては、従前からの取組状況を確認し、今後、当局とも協力、話をしてみたいと思います。

以上でございます。

【山本座長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御発言もなさそうですので、少し時間は早いですけれども、これで意見交換を終了したいと思います。大変活発に御意見を出していただきまして、ありがとうございました。

皆様からいただきました御意見、御指摘につきましては、関係省庁等にてその後の対応に活用をいただければということでございます。ありがとうございました。

本日の議題は以上としたいと思いますが、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

【消費者庁】

事務局でございます。

山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見を賜りましてどうもありがとうございました。

次回の開催でございますけれども、恐らく来年の春ごろとなるかと存じます。別途調整の上、事務局から御連絡をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【山本座長】

それでは、これで「第14回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。